

The Project on Enhancing Sustainable Natural Resource Management Phase 2 (SNRM2)

ベトナムの森林とシナモン

持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2



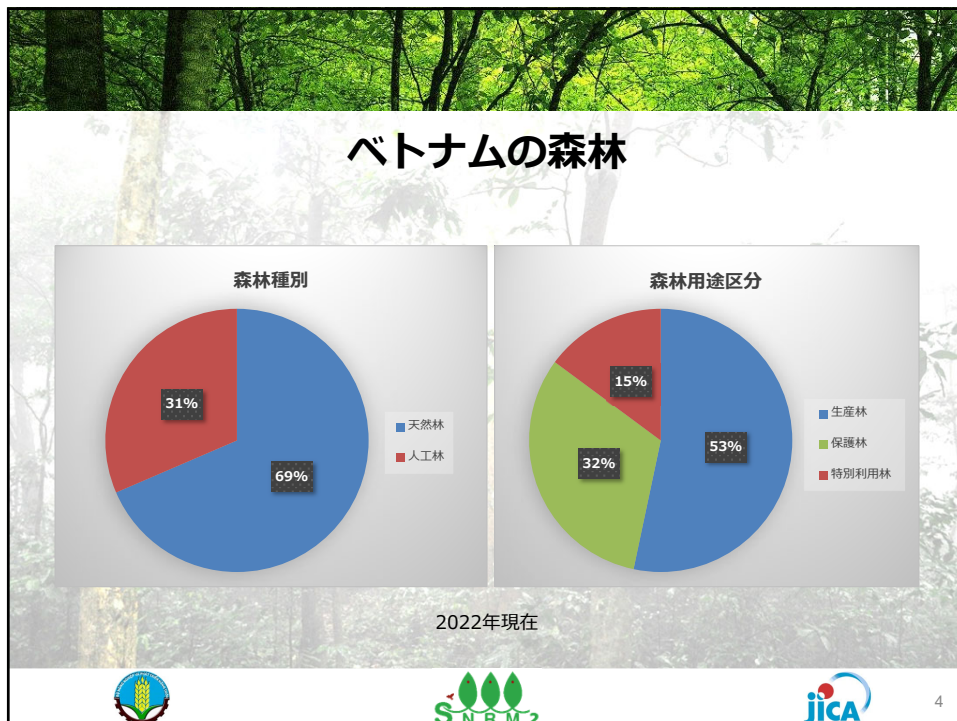
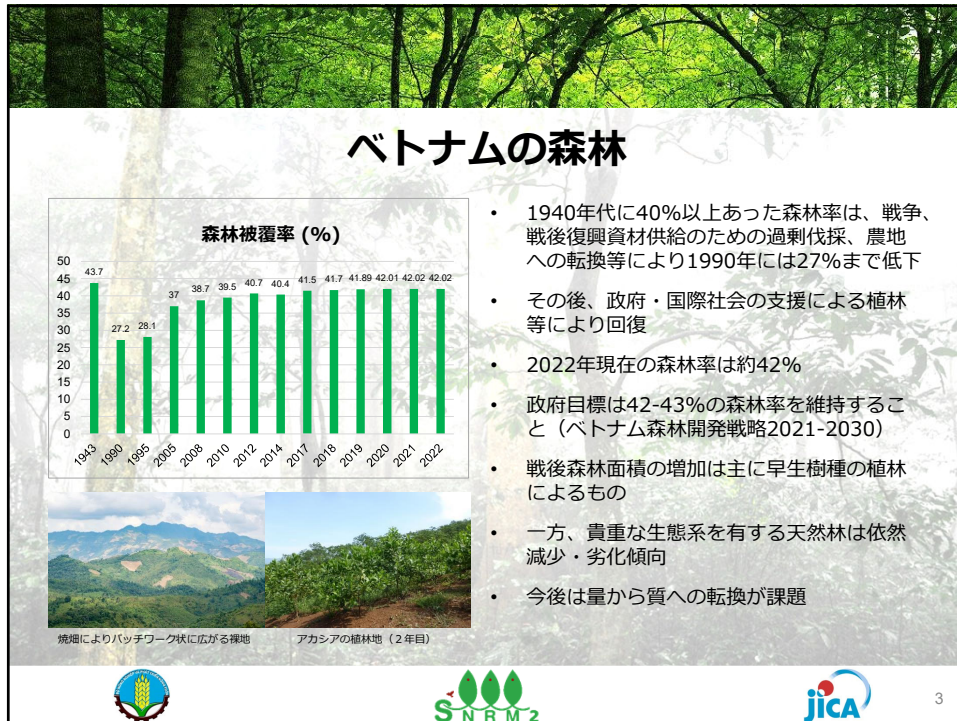
ベトナム概況



- 東南アジア11か国の1つ
- 日本に最も近い東南アジアの国家の一つ
- 北に中国（雲南省、広西チワン族自治区）、西にラオス、カンボジアと国境を接するインドシナ半島の一部
- 南北に1650km広がる細長い国土
- 面積は日本の88%
- 人口は日本の83%
- 南北デルタ地帯に人口の7割が集中
- 北部、中部高原などの山岳地帯は少数民族地域
- 北部は温帯性、南部は熱帯性気候



2



ベトナムの生物多様性



世界16番目に生物多様性の豊かな国

- 計約**50,000種**が存在
- 約20,000種の植物（陸生・水中）
- 約10,500種の陸生動物
- 約2,000種の両生類及び淡水魚類
- 11,000種以上の海洋生物
- ...




5

ベトナムの木材貿易



年	輸出額 (bil. USD)
2010	3.4
2011	4.1
2012	4.8
2013	5.5
2014	6.2
2015	7.2
2016	7.5
2017	8.0
2018	9.3
2019	10.65
2020	12.37
2021	14.80
2022	16.00
2023	13.37

- ベトナムの木材関連輸出は貴重な外貨獲得源 (2023年: 約2兆円) - 世界市場の約6%
- 多くはアカシアを中心とした早生樹種のチップ・パルプ等 (木質ペレットも急増)
- 家具の輸出大国で、主に米国、中国、日本、EUへ輸出
- 家具原料の5割以上を輸入材に依存しており、国内での原料供給が喫緊の課題



ベトナムにおける木材利用



アカシアを使った家具 (IKEA製)




6




ベトナムの森林政策

森林被分与者 (2018年)

被分与者	割合
森林管理委員会	35%
人民委員会	21%
世帯	20%
企業	12%
コミュニティ	8%
その他	4%

- 改正森林法 (2019年～施行)
- ベトナム森林開発戦略 (2021-2030年)
- 持続的森林開発プログラム (2021-2025年)
- 天然林の伐採禁止 (2014年～首相決定)
- 世帯・個人への林地・森林分与の推進
- 木材合法性の証明、森林認証などの促進
- 気候変動への対応



持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ2

- 支援機関： 国際協力機構（JICA）
- 越側機関： 農業農村開発省
- 実施期間： 2021年5月～2025年5月
- 予算： 約6億円
- 支援内容： 森林政策支援
持続的森林管理計画
- 対象省： 北部4省（ラオカイ省含）





ベトナムの森林に影響のある産品




(Photo: congthuong.vn)

- コーヒー
- ゴム
- カカオ
- 胡椒
- カシューナッツ
- シナモン
- 等々




10

ベトナムのシナモン（カシア）



- 世界のシナモンの99%以上は5か国で生産
- ベトナムは中国に次ぐ世界2位の生産国
- 約18万haのシナモン林、年5万トン以上の生産
- ベトナムは世界トップを争うシナモン輸出国
- 輸出の約半分がインド、その他アメリカ、バンラデッシュ等へ輸出
- 主に北部（ラオカイ省含む）、北中部で生産
- 米国FDA基準や欧州環境基準等への対応が課題




11

ラオカイ省のシナモン生産者組合



- ヴィンイエン農業組合
- ラオカイ省バオイエン郡ヴィンイエン地区
- 地区内に約3000haのシナモン林
- 内、約1500haが世帯による管理
- シナモンバーク、エッセンシャルオイルなどを生産
- 現在は地元市場向け




12

シナモン生産者組合へのJICA支援







- 国家基準に沿った「持続的森林管理計画」の策定
- 持続可能性認証取得へ向けたギャップアセスメント
- ギャップを埋める為の各種研修・支援
- 持続的な製品を求める関連団体やバイヤーとのネットワーキング
- 共同支援：有機シナモンの植栽、シナモンオイル残渣を活用したたい肥生産




13

プロジェクトの方針

1. 共同組合から地域全体へ、持続可能な／有機シナモン生産を徐々に拡大していくこと
2. 従来生産から持続可能な生産へ、更には完全な有機化へ、ステップを踏んで進めていくこと
3. 持続可能なシナモンに関心のある民間企業や業界団体とのネットワーキング・協力を促進し、市場ベースでの持続的な活動継続を可能とすること
4. 民間が投資し難い共同組合の能力向上や認証への下準備を支援し、民間企業ベースの認証取得までの橋渡しをすること




14